

電子契約導入支援業務委託仕様書

1. 業務の名称

電子契約導入支援業務

2. 業務の目的

本業務の目的は、事業者等の利便性の向上と負担軽減や薩摩川内市（以下、「本市」という。）における事務の効率化を図るため、契約手続きを電子化させる電子契約サービスの導入及び導入に向けた各種支援を受けるための業務である。

3. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

なお、契約締結後から令和8年9月末までを導入準備期間とし、令和8年10月以降にサービスの運用開始とすることを想定している。

4. 業務概要

本市及び事業者が合意した電子化された契約書（以下「電子契約書」という。）にタイムスタンプ及び契約当事者の電子署名を付与することにより、電子証明書を取得することなく、クラウド上で契約を締結できる環境を提供するとともに、受託者の専門的知見に基づき、導入に向けた各種例規の改正、制度設計及び周知等の準備に対し支援を実施する。

5. 委託業務の内容

(1) 電子契約サービス内容

- ① 電子契約書に電子署名を行い保存するクラウド等の提供及び保守管理を行う。
- ② 電子契約書にタイムスタンプ及び契約当事者の電子署名を付与することにより、電子証明書を取得することなく受託者のクラウド上で契約を締結できる環境の提供を行う。
- ③ サービス操作手順書等使用方法が分かる資料の提供を行う。
- ④ 本人確認に使用する電子メールについての、所属する組織等の確認やなりすましのリスク軽減策に関する、機能面又は運用面での対策を行う。
- ⑤ 電子契約書の保管管理を行う。
- ⑥ 受託者と本市との間の電子契約サービスの提供契約が解除された場合、本市がサービスを利用して締結した契約書の電子データ（以下、「契約書データ」という。）について、クラウド内に保存されているすべての契約書データを受託者と市との間で合意した方法により返却する。
- ⑦ その他、別紙「電子契約導入支援業務委託におけるサービス関連仕様書」に記載の仕様を満たすものとする。
- ⑧ 契約期間を通じた契約総数は約200件を想定している。（なお、本格運用を想定

し、年間1,000件程度の契約に対応できること。)

⑨ 上記に定めるもの以外で、新たに本市から追加の対策を求めるものについては、適宜、両者で協議し決定する。

(2) サービス要件及び保守対応

① 別紙「電子契約導入支援業務委託におけるサービス関連仕様書」のとおり。

(3) 導入支援

① 電子契約を導入するにあたり、関係法令等への対応に向け必要となる例規の改正支援を行うこと。

② 電子契約を行うまでの制度設計や業務フロー作成に対し、支援を行うこと。

③ サービスの機能や操作に関して、マニュアルの作成や本市職員及び事業者に対する説明会の実施等に関する支援を行うこと。

④ その他、電子契約導入にあたり想定される各種事務への支援を行うこと。

6. 留意事項

(1) 企画提案したことは実施しなければならない。

ただし、変更等が必要な場合において、相互で協議したものについては、この限りではない。

(2) 本業務内容には、目的を達成するために必要な作業を総合的に含むものとし、発注者が必要と認めた場合を除き、業務内容の軽微な変更に対する増額変更はしないものとする。

(3) 作業中の事故、その他の損害については受注者の責任において処理するものとする。

(4) 選定された見積書及び企画提案書の提案内容は全て反映されるとは限らない。

(5) 提案された見積書及び企画提案書の提案内容から大幅に企画内容が変更された場合、契約額を減額変更するものとする。

(6) 本業務の実施に際し、疑義が生じた場合は速やかに発注者と協議し、指示を受けるものとする。

(7) 貸与された関係書類は外部に漏らさないこと。また、業務完了後は、速やかに返還すること。

7. 遵守事項

以下の事項を遵守すること。

(1) 本業務に関する関係法令を遵守すること。

(2) 業務上知り得た情報は、第三者に漏らしてはいけない。このことは、契約終了後も同様とする。

(3) 業務の全部を一括して第三者に委任又は請け負わせてはならない。また、業務の一部を第三者に委任又は請け負わせる場合は、本市の承認を得ること。

(4) 本市が提供する資料は、特に本市の指示のない限り、契約満了までに返却すること。また、資料を複製し、第三者に提供し、又は閲覧させてはならない。

(5) 受託者は、事業者組織全体のセキュリティを確保するとともに、当該業務の実施に

において、情報セキュリティを確保するための体制を整備すること。

- (6) 本市の情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守すること。
- (7) ポリシーの基準を満たしていない場合には、本市と協議のうえで追加的なセキュリティ対策を講ずること。
- (8) 本業務に係る業務の遂行において、定期的に情報セキュリティ対策の実施状況を確認し、情報セキュリティが侵害され又はその恐れがある場合には、直ちに本市に報告すること。また、必要な記録を履行期間終了まで保存し、本市の求めに応じて本市に引き渡すこと。なお、代表的な事象は以下のとおりである。
 - ① 本市が提供又はアクセスを許可した情報の外部への漏えい及び目的外利用。
 - ② 本業務とは無関係の本市の情報へのアクセス。